

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する工事の請負、工事に係る設計、調査及び測量その他の業務委託、物品の買入れその他市長が必要と認める業務（以下「建設工事等」という。）の契約の適正な履行を確保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、日高市の競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対する指名停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 代表役員等 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員若しくは代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員（専務取締役以上の者）若しくは実質的経営者としてその業務全般を統括していると認められる者をいう。
- (2) 一般役員等 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又は有資格業者の事業の用に供する支店若しくは営業所を代表する者で、代表役員等以外の者をいう。
- (3) 使用人 有資格業者の一般従業員で、代表役員等及び一般役員等以外の者をいう。
- (4) 共同企業体 複数企業が共同で工事を受注し、施工するための組織をいう。

2 前項第1号から第3号までに掲げる地位は、措置要件に該当する行為を行った時点のものとする。

(指名停止)

第3条 市長は、有資格業者、その使用人、下請負人又は有資格業者を構成員に含む共同企業体の行為が別表第1又は別表第2（以下「別表」という。）の措置要件の欄の各項（以下「別表各項」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当したときは、別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者に対し、指名停止の措置を行うものとする。

2 市長は、市が発注する建設工事等において、別表第2第3項又は第4項の措置要件に該当する有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人の役員若しくはその使用人（以下「有資格業者の使用人等」という。）が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合、必要に応じて、有資格業者の使用人等が代表役員等又は一般役員等となっている他の有資格業者についても同様に指名停止の措置を行うことができる。

3 市が発注する建設工事等に関し、別表第2第5項の措置要件に該当し、指名停止の措置を受け

た有資格業者の使用人等が、当該指名停止の期間中又は期間満了後、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合は、この要綱の適用について当初から同表第4項の措置要件に該当し、指名停止を措置されたものとみなす。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 市長は、元請負人に対し、指名停止の措置を行う場合において、当該措置の原因である事案について責めを負うべき下請負人が明らかになったときは、当該下請負人に対し、当該元請負人に対して行う指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止の措置を行うものとする。

2 市長は、共同企業体が別表各項に該当する行為を行った場合は、当該共同企業体の構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）に対し、当該共同企業体の行為に該当する別表各項の措置期間の範囲内で期間を定め、指名停止の措置を行うものとする。

3 市長は、前条又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体に対し、当該有資格業者に対して行う指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止の措置を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第5条 有資格業者が一つの事案により別表各項の措置要件に複数該当することとなった場合における指名停止の期間は、当該措置要件ごとに別表に規定する期間の最も長いものとする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、当初の2倍の期間（36月を超える場合は36月）とする。ただし、当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍の期間とする。

(1) 別表第2第1項から第4項までの措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後3年を経過するまでの間に、同表第1項から第4項までのいずれかに該当することとなったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、別表各項（別表第2第5項を除く。）の措置要件に係る指名停止の期間中又は当該期間の満了後2年を経過するまでの間に、別表各項（別表第2第5項を除く。）のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 「日高市建設工事等暴力団排除措置要綱」の別表の各項の措置要件に係る指名除外の期間中又は当該期間の満了後5年を経過するまでの間に、別表第2各項（第5項を除く。）のいずれかに該当することとなったとき。

3 市長は、指名停止の措置に関して、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な事由が明らかとなった場合は、別表各項に規定する期間を2分の1又は2倍にすることで指名停止の期間を変

更することができる。

4 市長は、指名停止の期間を満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなった場合は、前項の規定を準用した指名停止の期間から、当初の指名停止の期間を差し引いた期間を指名停止の期間とすることができる。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなった場合は、当該有資格業者について指名停止の措置解除するものとする。

(期間の加算)

第6条 市長は、指名停止の措置に係る事案が、別表第3の区分に応じた加算事由に該当すると認めるときは、第3条から第5条までの規定により定めた指名停止の期間に当該加算事由に応じた同表の加算期間を加えた期間を、その指名停止の期間とする。ただし、加算後の期間が36月を超える場合は、36月をその指名停止の期間とする。

(指名停止の通知)

第7条 市長は、指名停止の措置を行った場合は様式第1号により、指名停止の期間の変更を行った場合は様式第2号により、指名停止の解除を行った場合は様式第3号により、当該有資格業者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認めるときは、通知を省略することができる。

2 市長は、市の発注した建設工事等に関する事由により指名停止の通知をする場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、改善措置の報告を徴することができる。

(指名の取消し)

第8条 市長は、指名停止の措置を受けた有資格業者を指名競争入札において、現に指名している場合は、当該指名を取り消すものとする。

(随意契約の制限)

第9条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

(下請負等の禁止)

第10条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者への下請負又は再委託を承認してはならない。

(警告)

第11条 市長は、別表第4各項のいずれかに該当するとき、当該有資格業者について、文書により警告の措置を行うことができる。

(報告)

第12条 市長は、第3条第2項の措置を行おうとする場合で必要があると認めるときは、当該有資格業者から、役員等の兼職について様式第4号により報告させることができる。

(指名停止の公表)

第13条 市長は、第3条第1項若しくは第2項又は第4条各項の規定により指名停止の措置を行ったときは、当該有資格業者名等について公表するものとする。第5条第5項の規定により指名停止の措置を解除したときは、速やかに公表を取りやめるものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成7年11月24日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日告示第68号)

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月30日告示第91号)

この告示は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年1月27日告示第4号)

この告示は、平成16年2月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月30日告示第55号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月8日告示第242号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第72号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年9月21日告示第223号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に措置された案件については、なお従前の例による。

(日高市契約事務要綱の一部改正)

3 日高市契約事務要綱(平成17年告示第54号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 契約の締結（第24条）」を「第4章 随意契約（第24条）」を
 「第5章 契約の締結（第25条）」を

に、「第5章」を「第6章」に、「第25条」を「第26条」に、「第6章」を「第7章」に、「第26条・第27条」を「第27条—第29条」に改める。

第23条前段中「第7条」を「第4条、第7条」に改め、同条後段中「この場合において」の次に「、第4条中「一般競争入札」とあるのは「指名競争入札」と」を加える。

第6章中第27条を第29条とし、第26条を第28条とし、同条の前に次の1条を加える。

（下請負等の制限）

第27条 市長は、第24条各号に掲げる者への下請負又は再委託を承認してはならない。

第6章を第7章とする。

第5章中第25条を第26条とし、同章を第6章とする。

第4章中第24条を第25条とし、同章を第5章とする。

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 随意契約

（随意契約の相手方の制限）

第24条 次に掲げる者は、随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、第1号に掲げる者に限り、随意契約の相手方とすることができる。

(1) 日高市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止期間中の者

(2) 日高市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名除外期間中の者

別表及び様式中「（第26条関係）」を「（第28条関係）」に改める。

別表第1（第3条関係）

日高市内において起こした事故等に対する措置基準

区分	措置要件	期間	特記
虚偽記載	1 市の発注する建設工事等の契約（以下「市契約」という。）に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格等確認申請書、入札参加資格審査申請書、その他の契約前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められる	当該認定をした日から2月	

	場合		
粗雑 工事	2 市契約の履行に当たり、過失により建設 工事等を粗雑（軽微は除く。）にしたと認 められる場合	当該認定をした日 から 2 月	
	3 市内における建設工事等で市契約以外の もの（以下「一般工事等」という。）の履 行に当たり、過失により建設工事等を粗雑 にしたと認められ、かつ市以外の行政機関 による停止措置がなされた場合	当該認定をした日 から 1 月	
契約 違反	4 第 2 項に掲げる場合のほか、市契約の履 行に当たり、契約に違反し、契約の相手方 として不適当であると認められる場合	当該認定をした日 から 2 月	
公衆 損害 事故	5 市契約の履行に当たり、安全管理の措置 が不適当であったため、公衆に死亡者若し くは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた と認められる場合	当該認定をした日 から ・ 死亡事故 3 月 ・ それ以外 2 月	
	6 市内における契約で市契約以外のもの （以下「一般契約」という。）の履行に当 たり、安全管理の措置が不適当であったた め、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさ せ、又は損害を与えた場合において、当該 事故が重大であると認められる場合	当該認定をした日 から ・ 死亡事故 2 月 ・ それ以外 1 月	事故が重大な場合と は、有資格業者の使 用人等が逮捕又は逮 捕を経ないで公訴を 提起された場合
関係 者事 故	7 市契約の履行に当たり、安全管理の措置 が不適当であったため、関係者に死亡者又 は負傷者を生じさせたと認められる場合	当該認定をした日 から ・ 死亡事故 2 月 ・ それ以外 1 月	
	8 一般契約の履行に当たり、安全管理の措 置が不適当であったため、関係者に死亡者 又は負傷者を生じさせた場合において、当	当該認定をした日 から ・ 死亡事故 1 月	事故が重大な場合と は、有資格業者の使 用人等が逮捕又は逮

	該事故が重大であると認められる場合	・それ以外 2 週間	捕を経ないで公訴を提起された場合
--	-------------------	------------	------------------

別表第 2 (第 3 条関係)

贈賄及び不正行為等に対する措置基準

区分	措置要件	期間	特記
贈賄	1 次のア、イ、ウに掲げる者が市の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	当該認定をした日から 6 月 5 月 4 月	
	2 次のア、イ、ウに掲げる者が市の職員以外の他の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	当該認定をした日から 5 月 4 月 3 月	「他の公共機関の職員」とは、 ①刑法第 7 条第 1 項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員 ②特別法で、公務員とみなされる者 ③特別法で収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人
独占禁止法違反	3 次の場合において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合 ア 市契約又は市内におけるもの イ 上記以外での業務	当該認定をした日から 12 月 4 月	・排除措置命令、課徴金納付命令、刑事告発、有資格業者の使用人等の逮捕又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

			<ul style="list-style-type: none"> 公正取引委員会から課徴金減免制度の適用事業者として公表された場合（排除措置されていない場合及び刑事告訴されていない場合に限る。）は、措置を2分の1とする。
競売 入札 妨 害・ 談合	4 次の場合において、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 ア 市契約又は市内におけるもの イ 上記以外での業務	当該認定をした日から 12月 4月	
	5 市契約に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により、市が刑事告発を行った場合	当該認定をした日から12月	
建設 業法 違反	6 次の場合において、主任技術者の不設置、一括下請負、経営事項審査の虚偽申請、その他建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる場合 ア 市契約 イ 上記以外での場合	当該認定をした日から 3月 1月	<ul style="list-style-type: none"> 監督処分がなされた場合（市長が軽微なものと判断した場合を除く。） 代表役員等、一般役員等又は使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
不正 又は	7 別表第1各項及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、過積載、不正軽油	当該認定をした日から1月	<ul style="list-style-type: none"> 代表役員などが業務に関する法令違反で逮捕

不誠 実行 為	の製造・使用、産業廃棄物の不法投棄、 外国人の不法就労、その他不正又は不誠 実な行為をし、契約の相手方として不適 当であると認められる場合		され又は逮捕を経ない で公訴を提起された場 合
	8 別表第1各項及び前各項に掲げる場合 のほか、代表役員等又は一般役員等が傷 害罪、詐欺罪、公職選挙法違反等の禁錮 以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴 を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは 刑法（明治40年法律第45号）の規定によ る罰金刑を宣告され、契約の相手方とし て不適當であると認められる場合	当該認定をした日 から1月	
報告 義務 違反	9 市発注の建設工事等の契約において、 受注者が暴力団等の不当介入を受けた場 合の発注者への報告義務に違反し、契約 の相手方として不適當であると認められ る場合	当該認定をした日 から2週間	・報告とは、「公共工事 への暴力団等の不当介 入対応マニュアル」に 規定する報告をいう。
度重 なる 警告	10 3年間に2回、別表第4各項に該当 し、契約の相手方として不適當であると 認められる場合 ア 別表第4第2項に該当する行為が含 まれる場合 イ 上記以外の場合	当該認定をした日 から 2月 1月	

別表第3（第6条関係）

措置期間の加算

区分	加算事由	加算期間
粗雑工事	市契約に関し、 ① 低入札価格調査を行った工事の場合 ② 故意に粗雑な工事を行った場合	1月

契約違反	市契約に関し、 ① 正当な理由なく契約を履行しなかった場合 ② 一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した場合 ③ 故意に虚偽の事実に基づき過大な額で請求した場合		1月
独占禁止法	① 違反行為者の地位	代表役員等 市契約又は市内におけるもの	4月
		である場合 上記以外での業務	2月
		一般役員等 市契約又は市内におけるもの	2月
		である場合 上記以外での業務	1月
	② 中心的役割・受注調整を行っていた場合		2月
	③ 組織的・継続的に行っていた場合		2月
	④ 独占禁止法違反により公正取引委員会が刑事告発を行った場合		2月
競売入札妨害又は談合	① 違反行為者の地位	代表役員等 市契約又は市内におけるもの	4月
		である場合 上記以外での業務	2月
		一般役員等 市契約又は市内におけるもの	2月
		である場合 上記以外での業務	1月
	② 中心的役割・受注調整を行っていた場合		2月
	③ 組織的・継続的に行っていた場合		2月
建設業法違反	① 逮捕（逮捕を経ないで公訴を提起された場合を含む。）者の地位	代表役員等である場合	2月
		一般役員等である場合	1月
	② 営業停止処分が行われた場合		1月
不正又は不誠実行為	① 違反行為者の地位	代表役員等である場合	2月
		一般役員等である場合	1月
	② 国又は県内の地方公共団体が、県内における契約に関し、法令違反により刑事告発し、有資格業者を指名停止した場合		5月
	市契約に関し、 ③ 落札決定後辞退した場合		2月

	<p>④ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた場合</p> <p>⑤ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた場合</p>	
--	--	--

別表第4（第11条関係）

警告要件
1 市発注工事の完了検査において、工事成績点が61点未満の場合
2 代表役員等、一般役員等、使用人又は代理人が暴行、威圧、虚偽による言動その他の不当な手段を用いて、市の職員に対して入札参加、元請業者に対する指導・あっせん、許認可、営業補償等金銭の交付、機関誌の購読その他の要求を行った場合
3 市契約の履行に当たり、監督員等から何度も手直しや是正指導を受け、又は指示に従わないなど、契約の相手方として不適当であると認められる場合
4 別表第1各項及び別表第2第1項から第9項までの措置要件に該当するが、指名停止の措置を行わない場合において、必要があると認められる場合